

## 第2部 障がい者計画



## 第2部 障がい者計画

### 第1章 理解とふれあいをめざして

#### 1. 広報・啓発活動の推進

障がいのある人もそうでない人も共に生活し活動できる社会を目指すノーマライゼーションの実現のためには、日常生活や社会生活を営む上で制約を受けている障がいのある人のおかれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）を取りはらう「こころのバリアフリー」が求められています。

#### アンケート調査結果より

特に知的障がい者や精神障がい者が差別や嫌な思いをしたことの割合が高く、知的障がいや精神障がいについて正しい知識や理解を広め、誤解や偏見を取り除かなければなりません。

#### 課題と今後

これまで、市の広報やホームページ、パンフレットの配布、講演会の実施、障がい者団体との連携・協力等により、広報啓発活動を実施してきました。ともに生きる地域住民が障がい者や障がいについて、正しい理解を促進することが課題となっています。

今後も継続して、「こころのバリアフリー」の実現に向けて、啓発活動を行うとともに、行政機関や障がい者団体、ボランティア団体等の市民団体が連携・協力し、障がい者への理解の促進を図ります。

#### 具体的施策

◇ 広報紙やお知らせ版、ホームページ、パンフレット等を活用した啓発活動の推進

障がい者の理解を深め、ノーマライゼーションの社会実現のため、「広報おみたま」やホームページ、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進します。

◇ 講演会・講座等による理解の促進

各種社会教育の講座や講演会等において、障がい特性および障がい者の理解につながるテーマをとり上げ、市民が障がいに対する理解を深める機会を確保します。

◇ 行政機関と各関係機関との連携体制の強化

小美玉市社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体と地域課題を共有するなど連携を強化し、福祉に対する理解の促進を図ります。

## 2. 福祉教育の充実

同じ社会に生きる人間として、障がいのある児童・生徒とそうでない児童・生徒がお互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくようになることが求められており、学校教育において、福祉教育を充実させることは、児童・生徒の豊かな人間性を育成する上で大きな意義があります。

アンケート調査結果より
園や学校などに望むこととして、「通常の学級との交流の機会を増やしてほしい」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>学校教育の場においては、学校教育全般において福祉教育を推進し、児童・生徒が自らも社会の一員であることを自覚し、よりよい社会づくりに参画する意欲が高まるように指導しています。思いやりや助け合いの心を育成するために、ボランティア活動や社会貢献活動の充実を図り、地域の関係機関との連携や特別支援学校との交流、共同学習を推進していますが、より一層、充実させていくことが必要となっています。</p> <p>平成28年4月には、障害者差別解消法が施行されるのに伴い、障がいのある児童・生徒とそうでない児童・生徒が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」について理解し、体制を整備していくことが求められています。</p> <p>今後、学校教育の場において、このような動きに対応した福祉教育を計画的に推進していきます。</p>

具体的施策
<p>◇福祉教育体制の整備と充実</p> <p>福祉教育を推進する上では、学校教育に携わる教職員の福祉に対する理解が必要になってくるため、研修や情報交換等の機会の場を設け、教職員の理解を深め、充実した福祉教育に努めるとともに、福祉教育を積極的に推進します。</p>
<p>◇福祉教育の推進</p> <p>学校教育の場において、児童・生徒の発達段階に応じ、福祉についての理解を深める指導を行うとともに、障がいのある児童・生徒とそうでない児童・生徒が互いに活動する場・学べる場をつくり、互いに認め合い、助け合い、支え合う心を育むことで、豊かな人間性を育成します。</p>
<p>◇福祉に関する啓発や福祉活動の推進</p> <p>福祉に対する理解を促進するため、福祉活動を推進します。</p>

### 3. 交流・ふれあいの促進

障がいのある人に対する理解を深めるには、実際に障がいのある人と交流することが求められています。

アンケート調査結果より
<p>障がいのある人への市民の理解を深めることとして、「障がいのある人との市民交流を通じての理解と参加の促進」、「福祉施設、教育機関等と地域住民との日常的な交流」と回答している人がいます。</p>
課題と今後
<p>これまで、小美玉市社会福祉協議会を中心に、障がい者・児童とのふれあい活動や教養講座などの事業を実施してきましたが、参加者の固定化が進み新規参加者が減ってきていることやふれあい活動を支援する人材の不足が課題となっています。</p> <p>今後も継続して、障がいのある人に対する理解を深めるため、中・高生の世代からできる入門講座の開催をはじめ、ふれあい活動による交流をより活性化するため、新規参加者を増やす工夫や交流活動を支援するなど、障がいのある人とそうでない人の交流やふれあいの場づくりを行う団体活動の推進を図ります。</p>
具体的施策
<p>◇交流・ふれあいの場の拡大及び支援</p> <p>障がいのある人とそうでない人がふれあえる場を提供するとともに、障がいのある人の負担を軽減し、気軽に参加ができるように支援します。</p>
<p>◇イベント・教養講座等における交流支援</p> <p>イベント・教養講座等を開催する際に障がいのある人とそうでない人の交流が図れるよう支援します。</p>

## 4. NPO活動・ボランティア活動の育成と支援

障がいのある人が地域で生活していくためには、保健・医療・福祉サービスなど公的なサービスを充実させていくだけでなく、自助・共助・公助が連携し、バランスよく支え合うことが求められています。

地域生活において、NPO・ボランティア団体は、障がい者と地域住民とのつなぎ役として重要な役割を担っています。関係機関との連携を図り、市民への啓発、ボランティア活動のリーダーの育成等、NPO・ボランティア団体の活動支援が求められています。

アンケート調査結果より
障がいのある人への市民の理解を深めることとして、「障がいのある人へのボランティア活動の推進」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>これまで、自主的にボランティア活動を行っている人たちの登録や、ボランティア活動に参加してみたい人たちへの啓発に努めるなど、ボランティアの充実を図るとともに、ボランティア活動のリーダーとなる人材の育成を行ってきましたが、より一層、関係団体と連携し、市民が福祉活動に参加するきっかけづくり、また、様々な地域課題に取り組む市民団体の育成が課題となっています。</p> <p>今後も小美玉市社会福祉協議会を中心に、NPO・ボランティア団体と情報を共有し、連携した事業を展開するとともに、市民が参加しやすい福祉活動の形を増やし、NPO・ボランティア団体と市民が輪となり福祉活動が行えるよう、育成・支援を行います。</p>

具体的施策
<p>◇NPO・ボランティア活動の支援</p> <p>NPO・ボランティア活動は、障害のある人が地域で生活をしていく上で重要な役割を担っているとともに、市民が障がいに対して理解を深める機会となっています。ボランティア活動の拠点づくりとともに、NPO・ボランティア活動を支援します。</p>
<p>◇NPO・ボランティアの人材育成</p> <p>NPO・ボランティア活動に対する学習機会の提供やボランティア養成講座等の充実を図り、福祉活動の人材育成に努めます。</p>
<p>◇ボランティア活動への参加の促進</p> <p>市民にボランティア活動を身近に感じてもらえるよう、小美玉市社会福祉協議会等の活動や地域住民が主体的に参加しやすい環境を整え、ボランティア活動への参加の促進を図ります。</p>

## ■障がい者の生活支援を行っているボランティア団体

団体名	活動内容
話し方教室	市の広報紙や図書を朗読録音し、目の不自由な方にする「声のテープ」の制作や朗読劇による施設慰問を実施している。
手話サークル Stokesia	手話による聴覚障がい者との交流会や学校への手話指導のボランティアを行っている。
すみれの会	市内外の福祉施設、福祉作業所、各種催事の保育ボランティアとして活動している。
点訳サークル てんとうむし	社会福祉協議会の講座の受講生が結成。月2回の勉強会を行いながら小学校にも点字指導や点字本の制作を行っている。
手話サークル美野里	週1回の勉強会を行ないながら、小学校等にもボランティアとして出向いている。市文化祭において手話コーラスを実施。
にじの会	視覚障がい者に点字図書の点訳やカレンダーを作成している。
ハートフルハンド玉里	学校や社会福祉協議会での手話の指導等を行っている。
手話サークル ポプリ	学校や地域の行事（高齢者サロンや三世代交流）などで手話の指導等を行っている。

資料：小美玉市社会福祉協議会調べ（平成26年11月1日現在）

## 第2章 個性と可能性を伸ばす教育をめざして

### 1. 就学前療育の充実

乳幼児の障がいに対しては、早期発見、早期治療・指導訓練を行うことで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくことが重要視されています。

アンケート調査結果より
今後、重要だと思う福祉施策として、「障がいの早期発見・早期療育体制の充実」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>これまで、障がいの疑いがある乳幼児の保護者に対して、早期療育を行うための支援方法の確認や関係機関同士での情報共有を行ってきました。情報共有等を行うことにより、障がいの疑いがある乳幼児を早期に発見できるようになってきており、より一層、保育士・教諭など指導者の育成や人材確保、また早期療育に向けた保育園・幼稚園との連携した取り組みが課題となっています。</p> <p>今後は、指導者の人材確保のため教育関係機関等と連携するとともに、障がいのある乳幼児に対して必要な指導訓練等を行い障がい児支援の強化に努めます。また、発達障がいに関し概念が示されたことで、情報共有等を行うことにより早期に発見することも可能となっているため、相談支援事業において保護者への支援方法等の充実を図ります。</p>

具体的施策
<p>◇保育所・幼稚園・児童発達支援等の障がい児療育の推進</p> <p>保育所・幼稚園・児童発達支援等における障がいのある児童の受入や、そのための職員配置を行うとともに、設備等の充実を行い障がい児療育の推進を図ります。</p>
<p>◇相談体制の充実</p> <p>障がいのある児童が、家庭や学校等の場で適正な療育が受けられる相談体制を充実します。</p>
<p>◇一貫した早期療育体制の整備</p> <p>障がいを早期に発見し、障がいの軽減と発達・成長を最大限に導き出すため、障がいの疑いがある乳幼児に対し、適切な指導を行える人材を確保し、保健・福祉・教育など関係機関が連携し、早期に療育指導を行う体制の整備に努めます。</p>
<p>◇親の会との連携</p> <p>障がいのある児童をもつ家族同士のコミュニティ形成を支援し、障がいのある児童の家族が孤立しないように努めます。</p>

## 2. 教育の充実

本市の学校における特別支援学級の設置状況は、小学校・中学校ともに全校に設置されています。在學生は平成26年5月現在で、小学生が97人、中学生が42人、合計で139人が在学しています。

また、小美玉市には特別支援学校がないため、市外に設置された特別支援学校4箇所に通学しています。通学している児童・生徒は、小学生が24人、中学生が22人、合計46人となっています。

障がいのある児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障がいの程度に応じ、きめ細かな教育が行われることが求められています。

### ■特別支援学級の設置状況

#### 【小学校】

学校名	区 分			学校名	区 分		
	知的	自・情	言語		知的	自・情	言語
小川小学校	○	○		羽鳥小学校	○	○	
野田小学校	○	○		堅倉小学校	○	○	
上吉影小学校	○	○		納場小学校	○	○	○
下吉影小学校	○			玉里小学校	○	○	
橘小学校	○	○		玉里北小学校		○	
竹原小学校	○	○		玉里東小学校	○	○	

#### 【中学校】

学校名	区 分			学校名	区 分		
	知的	自・情	言語		知的	自・情	言語
小川南中学校	○	○		美野里中学校	○	○	
小川北中学校	○	○		玉里中学校	○	○	

#### アンケート調査結果より

園や学校などに望むこととして、「障がいの状況にあった指導をしてほしい」、「個別指導を充実してほしい」と回答している人がいます。特に知的障がい者への指導方法の充実が求められています。

課題と今後
<p>これまで、一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援を行ってきましたが、障がいの種別も多様化していることから、障がい児本人のライフステージに合わせた支援体制の整備、対応できる教職員の確保、指導方法等の工夫が重要な課題となっています。</p> <p>今後も継続して、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行うとともに、学習障がい（LD）や注意欠陥多動性障がい（ADHD）、自閉症などの発達障がいに対応できる教職員の育成や学習障がい・注意欠陥多動性障がい等の通級指導教室の充実を図ります。また、乳幼児期から学校卒業後にわたり関係機関が一体となって、保護者に対する相談支援や教育支援体制を整え、障がいのある児童・生徒への一貫した支援の強化を図ります。</p>

具体的施策
<p>◇早期からの教育支援及び進路指導体制の充実</p> <p>障がいのある児童・生徒それぞれのライフステージに合わせた教育支援を行います。また、進路選択を円滑にするため、障がいのある児童・生徒の適正な把握に努め、学校選択の指導等による適正な就学の推進を図ります。</p>
<p>◇特別支援教育の推進</p> <p>一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育の推進をはかります。</p>
<p>◇障がい児保育等の充実</p> <p>障がい児を受け入れる幼稚園、保育園等の職員の資質の向上を努めるため、障がい児保育、教育の研修活動を推進します。</p> <p>また、特別支援教育へのスムーズな移行を図るために、幼稚園、保育園と巡回支援専門員との連携強化を図ります。</p>

## 第3章 就労機会の充実をめざして

### 1. 就労機会の拡大及び雇用の安定

障がいのある人の誰もが、その適性と能力に応じた雇用の場に就き、誇りをもって地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、障がいの特性に応じたきめ細かな支援が求められています。

平成25年4月から、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により法定雇用率が引き上げとなり、障がいのある人の働く場が拡充されることになりました。また同時に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国や地方公共団体などの公共機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することになり、障がいのある人の経済面での自立を推進しています。

平成28年4月には、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮\*の提供義務）が新たに規定された「改正障害者雇用促進法」が施行され、障がいのある人とそうでない人の均等な機会及び待遇の確保等が求められます。

#### ■石岡管内（小美玉市と石岡市）の民間企業の雇用状況

年度	雇用障がい者数（人）	実雇用率（％）
平成21年度	106	1.48
平成22年度	110	1.45
平成23年度	132	1.61
平成24年度	140	1.51
平成25年度	156	1.65
平成26年度	161	1.65

資料：ハローワーク石岡（各年6月1日現在）

#### ■全国、茨城県の民間企業の雇用状況（平成26年6月1日現在）

区分	雇用障がい者数（人）	実雇用率（％）
全国	431,226	1.82
茨城県	4,723	1.75

注：本社が県内にある民間企業のうち、常用労働者が50人以上規模の企業を対象

アンケート調査結果より
就労支援で必要なこととして、「職場の障がい者への理解」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」と回答している人がいます。また、仕事したくない等の理由として、「自分に合う（できる）仕事がない」と回答している人がいます。
課題と今後
これまで、障がいのある人の就労支援を行ってきましたが、就労後、定着できるよう障がいのある人と雇用者の相談等を強化することが課題となっています。 今後も継続して、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う「就労移行支援」や「就労継続支援」サービスを積極的に利用できるように図るとともに、障がいのある人が就労後定着するまでの相談支援を充実させるなど、ハローワーク（公共職業安定所）や関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図ります。
具体的施策
◇就労の場の確保と拡大 国、県、ハローワーク（公共職業安定所）、茨城障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携して、障がい者の雇用の場の確保と拡大を図ります。
◇就労支援の推進 就労に必要な知識や能力向上のため、一定期間、必要な訓練を行う「就労支援」制度の周知をするとともに、積極的な利用を推進します。
◇職業紹介の充実 障がいの種別や程度に応じたきめ細かい支援を行うため、ハローワーク（公共職業安定所）、茨城障害者就労支援センター等と連携し、相談や情報提供の充実を図ります。
◇就労後の就労定着相談体制の充実 就労後、雇用者と障がい者の相談等に対応し、就労後の定着化に努めます。

## 第4章 生活を支える福祉サービスをめざして

### 1. 相談・情報提供体制の整備

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で安心した生活を送るためには、障がいのある人のおかれている状況や意思決定の支援に配慮しつつ、相談や情報提供等の体制を整え、必要とするサービスを利用できるよう支援が求められています。

アンケート調査結果より
障がいのことや福祉サービス等の情報を知る方法として、「行政機関の広報紙」と回答している人がいます。また、今後、重要だと思ふ福祉施策として、「相談窓口や情報提供の充実」と回答している人がいます。

課題と今後
これまで、本市の市民相談として、「心配ごと相談」や「人権相談」を定期的に開催してきました。
また、障がい福祉の専門的な立場から相談支援事業所では、相談対応や情報提供を行うとともに、その他、身体・知的障がい者相談員による相談をはじめ民生委員・児童委員・保健師などが、障がい者や家族等に対して相談活動を行ってきました。
聴覚障がい者の情報収集や意思疎通の支援として、手話通訳者等の派遣を行ってきました。
今後も継続して、相談支援事業所を窓口とし、相談や情報提供を行うとともに、聴覚障がい者や視覚障がい者などへ意思疎通のための支援を行います。

#### ■障がい者及び家族等の相談数

相談窓口	平成 21 年 延相談件数	平成 22 年 延相談件数	平成 23 年 延相談件数	平成 24 年 延相談件数	平成 25 年 延相談件数
身体・知的障がい者相談員	—	—	—	26	38
委託相談支援事業所	174	375	389	513	1,041
合 計	174	375	389	539	1,079

※平成 24 年度より身体・知的障がい者相談員の委託事務は、県から市長村に権限委譲

具体的施策
◇障がい者福祉サービスの広報 障がい者が障害種別に受けられる福祉サービスをわかりやすく広報するよう努めます。
◇障がい者相談支援事業の充実及び周知 障がい者やその家族からの相談に応じ、利用者のニーズにあった保健・医療・福祉サービスの情報提供の充実を図ります。
◇障がい者ケアマネジメント体制の整備 障がい者一人ひとりのライフステージの課題を踏まえた、ケアマネジメント体制の強化を図ります。また、施設や病院に長期入院していた人が、地域生活へ移行するための支援や、地域移行した人の地域定着のための支援の充実を図ります。
◇意思疎通支援の確保及び充実 視覚障がい・聴覚障がいなどの意思決定が困難な障がい者等、情報の入手が難しいという課題に対応するため、点字、音声、手話、インターネットなどによる情報提供の充実を図ります。併せて手話通訳者や声のボランティアを活用し、福祉情報の提供のための環境整備に取り組みます。

## 2. 障がい福祉サービス等の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生活し続けるためには、自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、自立した日常生活又は社会生活が営むことができる環境整備が求められています。

障害者総合支援法では、社会モデルに基づく理念のもと、障がい福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援が明記され、それらの支援を総合的に行うことが位置付けられました。また、障がい者の範囲の見直しにより難病患者が支援の対象に拡大されるなど、より一層、障がい福祉サービス等の充実が求められています。

アンケート調査結果より
今後、重要だと思ふ福祉施策として、「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」、「生活訓練や一時預かりなど福祉サービスの充実（日中活動の場の提供）」と回答している人がいます。

課題と今後
これまで、障がい福祉サービスの提供体制の充実や地域生活支援事業の充実に努めてきました。
今後も、障がいのある一人ひとりのニーズに合った介護給付・訓練等給付等のサービスを提供し、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送れるよう障がい福祉サービス等の充実に努めます。

具体的施策
◇障がい者福祉サービス等の充実 障害者総合支援法に基づいて実施される障がい福祉サービス等を、適切かつ効率的に提供できるよう、各サービスの充実を図ります。
◇地域生活支援事業の充実 地域で生活する障がい者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業の充実を図り、障がい者の自立した日常生活及び社会生活を支援します。

### 3. 権利擁護及び差別の解消の推進

障がいにより判断能力が十分でないため、福祉制度やサービスの利用をはじめ、日常生活のさまざまな場面において、自らの意思で契約等を結ぶことや金銭、財産を管理することが困難な場合があります。このため、必要な制度やサービスを受けることができなかつたり、悪徳商法などで自分に不利益な契約を結んでしまうおそれがあるなど、判断能力が十分でない人の権利を守るため、家族や支援者等の養護者、あるいは適切な第三者による支援体制の整備が求められています。

また、平成28年4月には「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されることとなり、何が差別となるのかが定義され、障がいのある人そうでない人が、お互いに尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現が求められています。

アンケート調査結果より
差別や嫌な思いをした経験した場所として、「外出先」、「学校・仕事場」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>これまで、判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、成年後見制度の普及啓発や利用促進に取り組んできましたが、障がい者の地域生活移行が進む一方で、地縁・血縁の希薄化や親亡き後の問題など、障がい者に対する権利擁護・成年後見制度のニーズの増加が予想されるとともに、その支援体制の整備が課題となっています。</p> <p>今後は、障がい者の権利擁護を推進するため、関係機関との連携による支援体制の強化を図るとともに、継続して成年後見制度の普及啓発と利用の促進を図ります。</p> <p>障がい者への差別解消のため、平成28年に施行される「障害者差別解消法」の目的や内容の周知を図り、障がい者が必要とする社会的障壁の除去に必要な合理的配慮に努めるとともに、あらゆる差別の解消に取り組めるよう、関係機関との連携体制の整備を図ります。</p>

具体的施策
<p>◇日常生活自立支援事業の周知と利用促進</p> <p>障がい者の権利を守るため、関係機関と連携強化し、日常生活自立支援事業の周知に努め、利用の促進を図ります。</p>
<p>◇成年後見制度の周知と利用支援</p> <p>成年後見制度の利用が必要な障がい者に対し、制度の周知及び利用の促進に努めます。</p>

◇障害者差別解消法の普及啓発と取り組みの推進 障害者差別解消法の適切な運用を図り、障がい者を理由とする差別解消に向けた普及啓発とその取り組みを推進します。
◇行政サービス等における配慮 行政職員等に対する障がい者に関する理解の促進に努めるとともに、障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、行政サービス等における合理的な配慮に努めます。

#### 4. 障がい者の虐待防止対策

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

虐待が起こる場所は、密室で閉鎖的な環境が多いため、発見することが難しいといわれています。虐待を受けた障がいのある人を守るため、関係機関や地域住民とのネットワークを構築し、早期に発見しやすい体制を整えるとともに、発生時には早急に適切な対応を取れる体制の整備が求められています。さらには、未然防止・再発防止等、より一層の環境整備が求められています。

アンケート調査結果より
今後、特に重要だと思う福祉施策として、「差別の解消や権利擁護の推進（障がい者を理由とする差別の解消の推進、障がい者虐待の防止）」と回答している人がいます。

課題と今後
平成24年10月に障がい者虐待防止センターを設置し、地域における障がい者虐待の防止、虐待の発見、虐待を受けた障がいのある人の保護に努めてきました。 今後も、障がいのある人があらゆる虐待の被害に遭うことがないように、障がい者虐待防止センターを基盤とし、早期に発見する体制を強化するとともに、被害に遭った障がいのある人の保護、さらに、その後のサポート及び障がいのある人の養護者へのサポートを行います。

具体的施策
◇障がい者虐待防止のためのネットワーク強化の推進 障がい者の虐待に対して、関係機関にて日頃からネットワーク体制や緊急時の連絡体制を整備し、具体的方策について協議し、地域における障がい者虐待防止ネットワークの強化を推進します。
◇障がい虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援 「障がい者虐待防止センター」が基盤となり、地域自立支援協議会や関係機関と連携し、障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の支援を行います。

## 5. 生活安定施策の充実

障がいのある人が生活の安定を図るためには、障がいのある人のライフステージに合わせた支援が求められています。そのためには、福祉サービスや障がい年金、障がいを支給事由とする各種手当、税の減免制度等を利用しやすく、わかりやすくすることも求められており、生活の基本となる医療体制等の充実、就労の場、住まいの場の確保に関しての支援も、地域で自立した生活を送るためには必要です。

アンケート調査結果より
<p>今後、重要だと思う福祉施策として、「グループホームなど地域で生活する住まいの場の充実」と回答している人がいます。</p>

課題と今後
<p>これまで障がいのある人が安心して生活するために、年金や各種手当制度等の周知及び住まい・居場所の情報提供を行ってきました。</p> <p>今後も継続して、年金・各種手当制度等の周知及び住まい・居場所の情報提供を行うとともに、地域において安定した社会生活ができるよう努めます。さらに、施設から地域生活に移行する障がいのある人へ住まい・居場所に対する充実した支援を行います。</p>

具体的施策
<p>◇年金・手当などの制度の周知</p> <p>年金・各種手当や助成、軽減措置等、様々な制度について、わかりやすい情報の提供に努めます。</p>
<p>◇住まい・居場所の充実</p> <p>施設から地域生活に移行した障がい者が住まいに困らないよう、適切な支援に努めます。</p>

## 6. 福祉人材の養成・確保

障がいのある人の生活を支援していくためには、多様化するニーズに適切に対応し、福祉を支える担い手の資質の向上と量的な確保が求められます。

アンケート調査結果より
<p>今後、重要だと思う福祉施策として、「コミュニケーション支援の充実（手話通訳、要約筆記者の派遣など）」と回答している人がいます。</p>
課題と今後
<p>平成26年度から聴覚障がいの方の生活や関連する福祉制度などについて理解や認識を深めるとともに、日常生活程度の会話ができる手話技能を有する者を養成することを目的として手話奉仕員養成講座を開講しました。</p> <p>この他、様々な場面における福祉サービスの担い手の養成と確保を積極的に行います。</p> <p>地域住民の方の障がいのある人に対する理解促進の上で、障がいのある人の支援を行うきっかけを与え、障がいのある人に関わる専門の人と地域住民の方との連携に努めます。</p>
具体的施策
<p>◇手話通訳者、要約筆記者の養成及び確保</p> <p>手話通訳者講習会等への参加を呼びかけるとともに、意思疎通支援を行うことのできる人材の確保や、専門知識の習得や技術の向上に努めます。</p>
<p>◇手話奉仕員の養成及び確保</p> <p>地域社会の中に、障がい者のコミュニケーションを支援できる人材を増やすため、手話奉仕員の養成に努めます。</p>
<p>◇障がい者福祉関係者の資質の向上</p> <p>障がい者福祉関係者に対し、学習会等を開催し、資質の向上に努めます。</p>
<p>◇福祉の担い手と支援団体の育成</p> <p>社会復帰を促し、地域での生活を支えるため、専門性の高い人材の確保に努めます。また、地域でのサポート体制を築くために、支援団体の育成に努めます。</p>

## 7. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

生活を豊かで潤いのあるものにするためには、スポーツ・レクリエーション・文化活動など、障がいのある人もそうでない人も、共に楽しむことができる機会を提供していくことが求められています。

アンケート調査結果より
<p>今後、重要だと思ふ福祉施策として、「スポーツやレクリエーション、文化活動などの社会参加活動の推進」と回答している人がいます。</p>

課題と今後
<p>障がいのある人に対して生きがい・交流・教養を高めるため、スポーツ・レクリエーション・文化活動を行ってきました。</p> <p>本市では、スポーツ活動について、日頃、水に接する機会が少ない障がい者を対象に、健康と水とのふれあいを目的に「障がい者水の集い」を開催しています。また、茨城県ゆうあいスポーツ大会、茨城県身体障害者スポーツ大会やナイスハートふれあいフェスティバルなど障がい者を対象としたスポーツ・レクリエーション・文化活動に多くの方が参加しています。</p> <p>今後も継続して、障がいのある人がスポーツ・レクリエーション・文化活動へ参加しやすい環境を整備するとともに、障がいのある人とそうでない人との交流やふれあいを促進します。</p>

具体的施策
<p>◇レクリエーションの充実及び活動の支援 障がい者レクリエーション事業の情報提供や活動の支援に努めます。</p>
<p>◇芸術文化活動の振興 障がい者の文化活動への参加に配慮した文化振興施策の充実を図ります。また、障がい者の特性に応じた活動が行えるよう、指導者の育成に努めます。</p>
<p>◇障がい者も楽しめるスポーツ活動及び各種教室等の支援 体力や年齢、あるいは興味や活動意欲等に応じ、日常的にスポーツ・文化活動に親しめるよう、関係機関と連携して各種スポーツ大会や教養講座等の教室開催の支援に努めます。</p>

## 第5章 保健・医療の充実をめざして

### 1. 早期発見・早期療育体制の整備

疾病や障がいの早期発見をし、早期療育・各種保健・福祉施策へと適切に導くためには、きめ細かな相談指導や個々の事例にあった支援体制を整備することが求められています。

また、近年では精神疾患に関する相談件数が増加しているため、保健・医療・福祉の連携をより一層強めていくことも重要です。

#### アンケート調査結果より

今後、重要だと思う福祉施策として、「障がいの早期発見・早期療育体制の充実」と回答している人がいます。

#### 課題と今後

これまで、3か所の保健センター等で健康診査や健康相談・健康教育等の各種施策を推進してきました。

母子保健では、乳幼児期の健康管理及び疾病、障がい等の早期発見、早期対応につなげることを目的に両親学級や妊婦健康診査・新生児訪問指導事業・乳幼児健康診査・育児相談等を実施しています。特に健康診査時に精神・運動発達面で精査が必要とされる乳幼児については、発達相談や医療機関の受診をすすめ、より専門的な機関につなげることで障がいの早期発見に努めています。

成人保健では、運動不足や食生活の乱れ、休養不足等生活習慣の悪化により引き起こされる「生活習慣病」対策として、早期発見・早期治療を目的とした特定健康診査や各種がん検診等を実施しています。動脈硬化に起因する心疾患や脳血管疾患は壮年期以降の障がいの大きな原因となるため、生活改善の必要な方に対しては、特定保健指導をはじめ、各種健康教室・相談・訪問等において生活習慣病改善のための指導や健康づくりのための指導を行っています。近年増加しているこころの悩みをもった方（精神に障がいのある方を含め）に対しては、こころの健康相談やデイケア・訪問指導の充実にも努めています。

今後も継続して、疾病予防の一步である健康づくり対策を充実させ、早期発見・早期療育体制の推進に努めるとともに、学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、自閉症などの発達障がい等についても関係機関との連携を一層強め、地域におけるネットワークの構築や一貫したサービスが受けられる体制を整えます。

■乳幼児健診受診率の推移

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4 ヶ月健診	89.2%	91.0%	93.6%	94.7%	92.2%
1 歳 6 ヶ月健診	87.4%	88.3%	92.4%	96.0%	91.1%
2 歳児歯科健診	80.0%	81.5%	89.1%	86.2%	90.3%
3 歳児健診	84.0%	78.5%	85.6%	89.5%	91.3%

資料：小美玉市調べ

具体的施策
◇早期発見・早期対応 健康診査等の各種施策を推進し、早期発見・早期対応に努めます。
◇早期療育体制の整備 関係機関と連携し、早期療育体制の整備に努めます。
◇相談・教室等の保健指導の充実 専門医療機関、保健・福祉関係機関との連携を図り、相談・指導等の充実に努めます。
◇発達障がい等の正しい知識の普及啓発 啓発活動の充実や各種健康教室等を推進します。

## 2. 医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成

障がい種別の多様化により、それぞれの障がいのある人の特性に合った医療をいつでも、どこでも、受けられる環境の整備が求められています。

アンケート調査結果より
健康管理や医療について困ったこととして、「専門的な医療機関が少ないこと」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>これまで、障がいのある人の多様な医療ニーズに応えられるよう、行政機関と医療機関・福祉施設が連携を図り、保健・健康・医療・リハビリテーション等の相談体制、医療費の負担軽減に努めてきました。</p> <p>今後も継続して、医師・保健師・看護師等による相談体制を障がい特性等に配慮し充実させるとともに、医療費助成を行い障がいのある人及び障がい者世帯の負担軽減に努めます。</p>

具体的施策
<p>◇障がい者に対する医療体制の充実</p> <p>障がいの特性にあった医療機関と連携し、医療体制の充実に努めます。</p>
<p>◇保健・健康・医療・リハビリテーション等の相談体制の充実</p> <p>保健・健康・医療・リハビリテーション等の情報提供や、障がいの特性等に配慮した相談体制の充実に努めます。</p>

### 3. 精神障がい者への支援

精神障がい者が社会復帰後に安心して生活を送るためには、地域の環境を整えることが求められています。本市の精神障がい者数の推移からも精神疾患を有する人が増加の傾向にあります。身体障がいや知的障がいに比べて、精神障がいに対する福祉施策や地域生活支援等のための福祉サービスの基盤整備が立ち後れてきたため、より一層、精神障がい者への保健・福祉施策の充実が求められています。

アンケート調査結果より
<p>悩みや相談したいこととして、「仕事や就職に関すること」と回答している人の割合が、精神障がい者が最も高くなっています。就労支援として、精神障がい者は「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」と回答している人がいます。</p>

課題と今後
<p>これまで、精神障がい者が退院後に、安心して生活が送れるよう精神保健・福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制整備に努めてきました。また、市民に対して精神障がいに対する正しい知識の啓発に努めるとともに、心に悩みを持つ人が気軽に相談できるよう、「心の健康相談」の充実を図ってきました。</p> <p>今後も継続して、精神障がい者が安心して生活を送れる環境を整えていくとともに、精神障がいに対する理解の促進に努めます。</p> <p>また、精神科医療機関に通院している人が、早期に社会参加・社会復帰できるよう医療機関等と連携をとり、個人の状態に応じた細やかな支援ができるよう努めます。</p> <p>精神障がい者への就労支援に関しては、ハローワーク（公共職業安定所）、茨城障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携して行っており、精神障がい者の就労は増加傾向となっていますが、職場への定着化が課題となっています。</p> <p>今後も継続して、精神障がい者への就労支援を行うとともに、関係機関と連携して就労後の定着化に向けた相談支援体制の強化を図ります。</p>

具体的施策
<p>◇精神保健福祉施策の充実 安心して生活が行えるよう精神保健・福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制の整備を図ります。</p>
<p>◇精神障がいに対する理解促進 市民に対して精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発に努めます。</p>
<p>◇就労後の相談支援体制の強化 精神障がい者の就労後の定着化に向け、相談支援体制の強化を図ります。</p>

## 4. 難病患者及び在宅重度障がい者への支援

難病患者や在宅重度障がい者が住み慣れた家で安心して生活していくためには、生活支援を充実させることが求められています。

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、障がい者の範囲に難病が加えられ、難病患者も障がい福祉サービスが利用できるようになりました。

アンケート調査結果より
<p>今後、重要だと思う福祉施策として、「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」と回答している人がいます。</p>
課題と今後
<p>これまで、難病患者を対象に見舞金支給や、在宅重度障がい者を対象に在宅福祉サービスの拡大を行い生活の質の向上を図ってきました。また、重度障がい者世帯を対象に住宅設備の改造にかかる費用の助成を行ってきました。</p> <p>今後も継続して、在宅福祉サービス等の周知を図り、難病患者や在宅重度障がい者へ支援を行います。</p>
具体的施策
<p>◇難病患者への負担軽減</p> <p>これまでに実施してきた「難病患者福祉見舞金制度」の周知を図り、対象者に確実に支給が行われるよう努めます。</p>
<p>◇住宅改造に対する支援</p> <p>住宅改造等の助成制度の情報提供や、必要な改造を提案します。</p>
<p>◇生活支援事業の周知及び利用促進</p> <p>障がい者の療養生活の支援に努めます。</p>

## 第6章 安心して暮らせる生活環境をめざして

### 1. バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進

障がいのある人や高齢者をはじめとする全ての人々が、尊重され生きがいを持って地域社会で生活するためには、公共施設や公共交通・移動手段のバリアフリー化を進め、安心感をもって、あらゆる分野の活動に参加できる安全で快適なまちづくりが求められています。

アンケート調査結果より
<p>外出時に困ることや不便に思うこととして、「建物・駅などの段差」、「道路の段差」、「トイレ」と回答している人がいます。</p>
課題と今後
<p>これまで、平成8年に茨城県において制定された「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準の下、市内を自由に移動し、活動できるように、本市の公共・公益施設をユニバーサルデザインの視点に立ち、まちのバリアフリー化を進めてきました。</p> <p>今後も継続して、公共・公益施設のバリアフリー化を積極的に推進するとともに、店舗などの民間施設のバリアフリー化の整備を促進していきます。</p>
具体的施策
<p>◇ユニバーサルデザインに基づく、バリアフリー化の推進 誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリー化を推進します。</p>
<p>◇障がい者等に配慮した住宅の整備 障がいの特性等に応じた、適切な住宅の整備を図ります。</p>
<p>◇公共施設等の改善整備 障がい者や高齢者等が利用しやすい公共施設の改善・整備に努めます。</p>

## 2. 安全・安心のまちづくりの推進(防犯・防災体制の整備)

障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯対策、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策、災害時に援護が必要な方を地域の人たちで支え合うしくみを積極的に推進することが求められています。

アンケート調査結果より
災害時に困ることとして、「救助を求めることができない」、「安全なところまで、避難することができない」と回答している人がいます。

課題と今後
<p>これまで、本市では、災害時やそのおそれがある場合に、家族などの支援が困難で何らかの助けを必要とする障がい者など災害時要援護者が、地域の中で支援を受けられ、安心安全に暮らすことができるように、災害時要援護者台帳の整備に努めてきました。さらに、災害時要援護者に対する地域ぐるみの支援体制づくりのため、自治組織、福祉ボランティア団体などを中心に構成される支援組織との連携をしてきました。</p> <p>今後も、災害時の対策として、緊急連絡システムの整備及び住民協力のもと、避難・救出・救護体制の整備の充実を図ります。</p>

具体的施策
<p>◇防犯・防災などの安全確保対策の推進 災害発生時に障がい者の安全を確保するため、近隣住民を含めた支援体制の確保に努めます。</p>
<p>◇消費者被害対策の啓発・推進 悪質な訪問販売等の被害に遭わないよう、消費生活に関する情報を提供し、消費生活相談等の体制の充実を図ります。</p>
<p>◇災害時の避難支援の体制整備 障がい者に配慮した避難所、避難路の整備を推進します。</p>